

一般社団法人山梨県バレーボール協会 賛助会員運用細則

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人山梨県バレーボール協会（以下「本会」という）の賛助会員運用に関する細則を定める。

(趣旨)

第2条 未来を担う子どもたちにバレーボールをとおして、豊かな人間性を育む。また、各種大会において優秀な成果をおさめるために、「選手強化」、「競技人口の拡大・普及」、「指導者、役員、審判員などの人材の発掘・育成」、「ビーチバレー等の普及」に関する事業に取り組む。

(対象者)

第3条 個人、企業、法人、団体等で趣旨に賛同される方

(賛助会員の会費)

第4条 次に定める会費を年会費とする。

賛助会員

- | | | |
|----------|----|---------|
| ① サポート会員 | 一口 | 10,000円 |
| ② サポート企業 | 一口 | 50,000円 |

(会費の納入)

第5条 4月1日時点の会員は、当該年度の会費を納入するものとする。
2 年度途中に入会した会員は、前項の規定に関わらず、入会した年度の会費を納入するものとする。

(会費の納入方法)

第6条 会費は、本会会長が指定する期日までに、本会の指定口座に振り込みによる方法又は事務局職員への現金納付の方法により納めるものとする。

(賛助会員の募集)

第7条 本会の賛助会員の募集方法は、「賛助会員」募集趣意書、本協会ホームページ等をとおして広く募集する。

(サポート企業の特権)

第8条 協会ホームページへのバナー広告、協会主催大会プログラムへの広告等を払い込みいただいてから1年間掲載する。

附則

第1 この細則は、令和 年 月 日から施行する。